

「広島県広島中央警察署本通交番 広告付地理案内板設置事業」募集要領

[平成28年度一般競争入札]

○ 申込受付期間（入札参加資格申請期間）

平成28年11月22日(火)から

平成28年12月 1日(木)まで

○ 入 札 日

平成28年12月20日(火)

広島県警察本部総務部施設課

目 次

申込みから設置までの流れ	1
「広島県広島中央警察署本通交番広告付地理案内板設置事業」募集要領.....	2
1 概要	2
(1) 事業名称	
(2) 貸付場所	
(3) 内容	
(4) 貸付期間	
(5) 貸付価格	
2 入札の方法等	2
3 入札の日時等	2
(1) 入札の実施	
(2) 入札の受付等	
4 入札参加資格	3
(1) 入札参加者の条件	
(2) 入札参加資格要件	
5 入札参加に関する留意事項	3
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者の持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
6 契約手続	4
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
(3) 連帯保証人	
7 入札までのスケジュール	4
(1) 入札参加資格（入札申込み）の確認	
(2) 本件募集要領等に関する質問の受付及び回答	
8 貸付料の支払方法	6
9 その他留意事項	6

申込みから設置までの流れ

① 一般競争入札参加資格確認申請

受付期間：平成 28 年 11 月 22 日（火）から 12 月 1 日（木）まで
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（ただし、正午～午後 1 時を除く。）
※ 閉庁日（日曜日、土曜日及び祝日）は受付を行いません。
受付場所：広島県警察本部総務部施設課（広島市中区基町 9 番 42 号）

② 本件募集要領に関する質問の受付及び回答

質問受付：平成 28 年 11 月 22 日（火）から 12 月 14 日（水）まで
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（ただし、正午～午後 1 時を除く。）
※ 閉庁日（日曜日、土曜日及び祝日）は受付を行いません。
回 答：平成 28 年 12 月 16 日（金）
※ 質問に対する回答は、広島県警察ホームページにおいて公表します。

③ 入 札

場 所：広島県庁舎東館（広島県警察本部）13 階会議室（広島市中区基町 9 番 42 号）
日 時：平成 28 年 12 月 20 日（火）午前 10 時 00 分

④ 契約説明

入札終了後、引き続いて落札者に対して契約内容を説明します。

⑤ 契約の締結

契約締結期限は、落札通知を受けた日から 5 日以内です。

⑥ 契約金の支払い

契約金の支払方法は、広島県が発行する納入通知書により金融機関に納付していただきます。

⑦ 準備期間

契約締結の日～平成 29 年 3 月 31 日

※ 広告付地理案内板の設置及び掲載する広告の内容等については、事前に広島県警察本部総務部施設課の承認を要します。

⑧ 設置

平成 29 年 4 月 1 日から、設置していただきます。

「広島県広島中央警察署本通交番広告付地理案内板設置事業」募集要領（一般競争入札）

広島県広島中央警察署本通交番の敷地に広告付地理案内板（地理案内図と広告枠が一体となったもの。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この事業の募集及び選定は、広告付地理案内板を設置される法人を対象に、一般競争入札により行います。

本件事業への参加を希望される方は、この要領のほか、「広島県広告取扱要綱」、「広島県広告取扱基準」及び「仕様書及び契約書（案）」を御承知の上、お申し込みください。

1 概要

(1) 事業名称

広島県広島中央警察署本通交番広告付地理案内板設置事業

(2) 貸付場所

広島県広島中央警察署本通交番（広島県広島市中区本通 5 番 2 号）

(3) 内容

別添「仕様書」のとおりです。

(4) 貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

※貸付期間中における広告内容の変更は可能です。

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します。

3 入札の日時等

(1) 入札の実施

入札日時	平成 28 年 12 月 20 日（火） 午前 10 時 00 分
入札場所	広島県庁舎東館（広島県警察本部）13 階会議室 （広島市中区基町 9 番 42 号）

※駐車場は用意しておりません。公共交通機関を御利用ください。

(2) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の 15 分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することが出来ません。

なお、入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することが出来ませんので、御注意ください。

入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成 26 年広島県告示第 503 号（平成 27 年から平成 29 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって 16A01 の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

- (4) 広島県内に本社、支社、営業所等を有するものであること。
- (5) 広島県広告取扱要綱及び広島県広告取扱基準に違反しない者であること。

5 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札保証金
免除します。

- (2) 入札の無効

次に該当する場合は、その入札は無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

- (3) 入札の執行

ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし、別途、有効期間の記載のある委任状を作成されており、当該有効期間が入札の時期を含む場合は当該有効期間のある委任状によることも可能です。

イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出してください。

ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入は禁止します。

エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。

オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室できません。

カ 入札書類は、様式集の入札書（様式第1）、入札辞退書（様式第2）、委任状（様式第3。アのただし書きの場合を除く。）を使用してください。

- (4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第1）には、消費税及び地方消費税相当額を含めた年額（1年間分）の貸付料を記載してください。

※貸付期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間です。

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載してください。

- (5) 入札者の持参するもの

- ア 印鑑（入札参加資格申請書で使用した印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
- イ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- ウ 委任状（代理人によって入札する場合）

(6) 落札者の決定

ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

イ 落札者は、次の方法により決定します。

(ア) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とします。

(イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、「落札者の名称及び金額」は、広島県警察ホームページ等で公表することを予定しています。

なお、公表することに対する特段の支障の有無等について、落札者に対して確認させていただきます。

6 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に、別添「契約書（案）」に基づき、県と契約を締結していただきます。

※契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

※契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第6）を県に提出してください。

※契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 連帯保証人

広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第32条（同条を準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人（資格：県内に居住し、同一市町に引き続き二年以上年額三千円以上の固定資産税を納付している者、又は県内に居住し、固定した収入をもって独立の生計を営む者で知事が適当と認めるもの。）を立ててください。（連帯保証人の資格を欠くに至ったときは、新たな連帯保証人が必要となります。）

契約の締結の際、連帯保証人の登記簿謄本「原本」（現に効力を有する部分）、印鑑証明書等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）、定款その他これらに準ずる書類、納税証明書（契約締結前3か月以内に発行された広島県税及び消費税の納税証明書）、企業概要の資料等、必要書類を提出していただきます。

7 入札までのスケジュール

(1) 入札参加資格（入札申込み）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について県の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出

受付期間	平成28年11月22日(火)～12月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。) ※ 閉庁日(日曜日、土曜日及び祝日)は受付を行いません。
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書(様式第4)に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。 注) 郵送等とは書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるのに限ります。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町9番42号 電話：(082)228-0110 内線2268(企画係)

イ 入札資格確認結果の通知

入札資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して12月6日までに書面等により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求められます。

受付期間	平成28年12月6日(火)～12月9日(金) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。)
提出方法	説明要求の書面(様式自由、要代表者印)により、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。 注) 7-(1)アに同じ。
提出先	7-(1)ア提出先に同じ。
回答期限	平成28年12月13日(火)までに回答します。

(2) 本件募集要領等に関する質問の受付及び回答

ア 本件募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	平成28年11月22日(火)～平成28年12月14日(水) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。) ※ 閉庁日(日曜日、土曜日及び祝日)は受付を行いません。
提出方法	様式集の募集要領等に関する質問書(様式第5)に記入の上、持参又は郵送等により提出してください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。 注) 7-(1)アに同じ。
提出先	7-(1)ア提出先に同じ。

イ 質問への回答の公表

提出された質問への回答は、平成 28 年 12 月 16 日（金）までに広島県警察ホームページにおいて公表します。

8 貸付料の支払方法

- (1) 落札者は、県が指定する日までに、県が年度ごとに発行する納入通知書により納入しなければなりません。
- (2) 契約締結後、貸付料の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除する場合があります。ご注意ください。

9 その他注意事項

(1) 関連規程の遵守

県と本件に関する契約を締結した設置事業者は、本要領のほか、広島県広告取扱要綱、広島県広告取扱基準、仕様書及び契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 設置方法等

具体的な設置方法等については、協議のうえ決定します。

(3) 本件事業に係る経費

設置、撤去、維持管理及び原状回復に要する経費は、設置事業者の負担とします。

(4) 広告付地理案内板

設置事業者は、広告付地理案内板の設置について、事前に設置承認申請書（様式第 7）に書類を添えて提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た内容の全部又は一部を変更する場合は、事前に申請（様式任意）し、承認を得るものとします。

(5) 地図枠

設置事業者は、広告付地理案内板内の地図について、事前に内容等を申請（様式任意）し、承認を得る必要があります。また、承認を得た内容の全部又は一部を変更する場合は、事前に申請し（様式任意）、承認を得るものとします。

(6) 広告枠

設置事業者は、広告付地理案内板の広告枠への広告掲載について、事前に内容等を申請（様式任意）し、承認を得る必要があります。広告の内容等について審査を受け、承認を得なければ掲載することができません。審査において、広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければなりません。また、承認を得た内容の全部又は一部を変更する場合は、事前に申請し（様式任意）、承認を得るものとします。

(7) 広告掲載の中止

ア 次に該当する場合は、広告掲載を中止するとともに、広告掲載の撤去、又は修正が必要となります。

(ア) 広告掲載内容、又は広告掲載にかかわる広告主が法令等（要綱、基準及び要領を含む。）に違反したとき。

(イ) 広告付地理案内板の設置場所を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

イ 広告掲載の中止の理由となった問題が解消されたと認められるときは、広告掲載を再開することができます。

ウ 広告掲載の中止及び広告掲載再開に係る費用並びにその他必要な費用は設置事業者の負担となります。

エ 前アの指示があつたにもかかわらず、撤去に必要な相当期間内に広告の撤去を行わないときは、設置事業者の承諾を得ることなく当該広告を撤去し、これに要する費用は設置事業者の負担となります。

オ 広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生じることがあっても、その損害に関し、賠償を請求することはできません。

(8) 広告付地理案内板の設置中止

設置事業者は、自己の都合により広告付地理案内板の設置を中止することができますが、その際は、様式集の設置中止申出書（様式第8）を30日前までに提出して承諾を得るものとします。

なお、設置の中止、契約期間の満了等、設置場所を県に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第9）を提出して承諾を得るものとします。

(9) 貸付料の返還

納付済の貸付料は、原則として返還いたしません。

(10) 設置事業者の責任

ア 広告付地理案内板の設置及び広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとします。

イ 広告付地理案内板の設置及び広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。